

## 高齢者向け住まいを行政に対して届出等をせずに運営している事業者の方へ

高齢者向け住まいを提供している事業のうち、介護や食事の提供など日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行っている場合、老人福祉法に定める有料老人ホームとして東京都(※)に設置届を提出する必要があります。

### 有料老人ホームの定義などについて

- ◇ 有料老人ホームとは、老人を入居させ(①入居サービス)、当該老人に対して「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス(②介護等サービス)を供与する施設のことをいいます。(老人福祉法29条1項)
- ◇ 有料老人ホームは、老人を入居させることを目的とする施設であることから、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たりません。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととします。
- ◇ 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあります。したがって、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が客観的に認められる施設は、有料老人ホームに該当するため法律上の届出義務があります。
- ◇ 複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を「設置者」として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも「設置者」に該当するものとして取り扱うこととなります。
- ◇ 規模の大小、建物構造や名称の如何に関わらず、これらサービスを提供する場合はすべて届出の必要があります。また、届出の有無に関わらず法律上は有料老人ホームに該当するのであり、「届出によって有料老人ホームになる」ではありません。届出はあくまで行政への手続きであり、届出により「有料老人ホーム」という名称を使用しなければならないわけではありません。
- ◇ なお、高齢者住まい法に基づき「サービス付き高齢者向け住宅」の登録をした場合には、老人福祉法の届出義務は課されません。

- 設置届の提出にあたっては、事前協議を行うこととなります。また、東京都に事前協議を行う前に、あらかじめ施設所在地市町村と事前協議を行ってください。
- 老人福祉法に基づく届出とあわせて、入居者の安全を確保する観点から、消防法令及び建築基準法令に基づく所管部署からの指導に従い必要な改善を実施してください。
- 設置届の提出時点で東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に定める基準\*に適合しない部分がある場合、改善計画を策定していただくこととなります。

\* 居室面積や廊下幅などの設備基準は、一定の条件を満たす場合に適用除外とする特例措置を設けています。

問い合わせ先 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当

(※平成27年4月の中核市移行により、八王子市内の施設については八王子市で設置届を受けます)